

岐阜県発注の週休2日制モデル工事実施要領の主な改定概要

- 農政部、県土整備部、都市建築部発注工事について、それぞれ国の変更に合わせて、経費補正（労務費等）の係数を変更 →【補正率減】
- 県土整備部、都市建築部発注工事について、国の方針に合わせて、経費補正の適用条件を「完全週休2日（土日）」や「月単位での週休2日」に変更 →【条件引上げ】
- 建設4部発注工事について、週休2日（4週8休以上）を達成した工事のみ工事成績評定で加点 →【条件引上げ】
- 現場作業日数が著しく短い工事（1週間程度）は、モデル工事の対象外と規定
- 令和6年8月1日以降の積算にかかる工事より適用